で、ト及びリ」を「同項第二号ロ及びハ(1)」に、「同号ロからホまで、ト及びリ」を「同号ロ及びハ(1)」に、「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一」を「百分の三十」に、「二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二」を「百分の四十五」に、「同項第一号へ及びチに該当する場合における同項第二号へ及びチの規定の適用については、同号へ及びチ中「二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二」を「百分の四十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」に改め、同条第四項中「第一項第一号ヌ(1)(ii)」を「第一項第一号ニ(1)(i)(イ)」に、「被保険者」を「一定数の被保険者」に、「同号ロからホまで、ト及びリ」を「同号ロ並びにハ(1)及び(2)」に、「同項第二号ロからホまで、ト及びリ」を「同項第二号ロ及びハ(1)」に、「これらの規定」を「同号ロ及びハ(1)」に、「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一」を「百分の三十」に、「二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二」を「百分の四十五」に、「同項第一号へ及びチに該当する場合における同項第二号へ及びチの規定の適用については、これらの規定中「二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二」を「百分の四十五」に、「三分の二」を「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

5　事業主又は事業主団体等が第一項第一号イに該当し、かつ、当該一般訓練を受けさせる被保険者が育児休業中のもの若しくは育児休業後において原職等に復帰したもの又は妊娠、出産若しくは育児を理由とする離職後に再就職したものである場合における同項第二号イの規定の適用については、同号イ中「二十時間以上」とあるのは、「十時間以上」とする。

第百三十三条第一項第一号中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)から(iii)まで」を「第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(3)まで」に改め、同項第二号中「五百円」を「四百七十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百円）」に、「八百円」を「七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）」に改め、同号ニ(3)及びヘ中「実習に限る」を「座学等を除く」に、「七百円」を「六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円）」に改め、同項第三号中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)から(iii)まで、(vii)及び(viii)」を「第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(3)まで」に改め、同項第四号中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(iv)から(vi)まで、(ix)及び(x)」を「第百十八条の二第二項第一号ハ(4)から(6)まで」に改め、同条第二項中「一のキャリアアップ計画」を「キャリアアップ計画」に、「五百万円」を「一千万円」に改める。

第百三十七条　法第六十三条第一項第六号に掲げる事業として、指定試験機関費補助金を交付するものとする。

第百三十七条の次に次の一条を加える。

（指定試験機関費補助金）

第百三十七条の二　指定試験機関費補助金は、職業能力開発促進法第四十七条第一項の規定に基づいて厚生労働大臣が技能検定試験に関する業務を行わせる指定試験機関であつて、当該業務に要する経費について補助を行うことが必要なものに対して、当該経費について、厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額を交付するものとする。

第百三十八条第三号中「女性活躍加速化助成金」を「女性活躍加速化コース助成金」に改める。

第百三十八条の二第二項中「第百十八条第四項」を「第百十八条第六項」に改める。

第百三十八条の三第二号ハ中「障害者（(2)」の下に「及び(3)」を加え、同号ハに次のように加える。

(3)　次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額

(i)　重度障害者等であつて、当該障害者職業能力開発訓練の受講を修了したもの又は当該障害者職業能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

(ii)　当該障害者職業能力開発訓練を修了した日又は当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下この(ii)において同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

第百三十九条中「女性活躍加速化助成金」を「女性活躍加速化コース助成金」に改め、同条第二項中「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に改め、同項第二号ニ中「女性活躍推進法第九条に基づく認定を受けた事業主又は」を削り、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第一号イ(4)に規定する産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値以上となつた」を「女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する」に改め、同条第三項中「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する中小企業事業主が、同項に該当することにより女性活躍加速化コース助成金の支給を受け、かつ、管理職に占める女性労働者の割合が女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、同項に定める額に加え、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）を支給するものとする。

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「キャリア形成促進助成金」を「人材開発支援助成金」に改める。

第百四十四条の二中「第百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第百十条の三第一項第一号、第百十八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号並びに附則第十七条の四の四第一項第一号」を「第百十条第二項第一号イ及び第九項第一号イ並びに第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、第百十条第二項第一号イ中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と、同条第七項第一号イ、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イ並びに第百十条の三第二項第一号及び第三項第一号」に改め、「第百十条第九項第一号イ並びに第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と、第百十条第二項第一号イ中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、第百十条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、同条第七項第一号イ、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イ並びに第百十条の三第二項第一号及び第三項第一号」に改め、「第百十条第九項第一号イ並びに第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、第百十条第二項第一号イ中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の